

資料-3

第51回 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会

2021年2月17日

寄付金等管理事務局の設置について

寄付金等管理事務局の設置について

- 『荒川太郎右衛門地区自然再生協議会寄付金等に関する取り扱い細則』では、自然再生協議会設置要綱 第19条に基づく寄付金等の取り扱いについて定めています。
- この細則の第5条に基づき、寄付金等の管理を行うために、寄付金等管理事務局を（公財）埼玉県生態系保護協会に設置をするとともに、口座を開設しました。
- 今年度のサイサン環境保全基金の助成金対応や秋イベントの会計対応など、実働を開始しました。

【荒川太郎右衛門地区自然再生協議会寄付金等に関する取り扱い細則（一部抜粋）】

(管理)

第5条 協議会は、寄付金等の管理を行うために寄付金等管理事務局を公益財団法人埼玉県生態系保護協会に設置する。

2 寄付金等管理事務局は次の実務を担当する。

- (1) 協議会名義の口座の通帳等の管理
- (2) 寄付金等の出納管理等の会計事務
- (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
- (4) 資料・領収書等の送付
- (5) 第6条に規定する業務
- (6) その他、寄付金等の管理に関する業務

(協議会への報告・承認)

第6条 寄付金等管理事務局は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。